

一、第議發生ノ場所 荒川區南千住三ノ一九
二、發生年ニ解決年月日

昭和十二年二月十六日發生
二月二十日解決

三、事業主側

(1) 名 稱 活動寫真鏡朝日×ネマ
(2) 事業主ノ住所氏名

向島區吾場町西二ノ九。

事業主 矢野 正治

- (3) 事業ノ種類 活動寫真
- (4) 資本 金 二千圓
- (5) 企業系 統 ナシ (日活特約館)
- (6) 使用労働者 十名 内譯

説明者 男一 映寫部員 男二

表方 男一 女給 六

(7) 労働賃銀 最高 月四二圓 最低 一二圓

平均 二七圓

(8) 退職手當制度並福利施設ノ有無 ナシ

(9) 事業主ノ団体關係 ナシ

四、労働者側

(1) 第議參加者數 一名
(2) 參加者中組合加盟者該組合名

總同盟 関東一報使用人組合加盟

(3) 應援団体名 会 上

五、第議發生原因

事業主ハ刺員整理ノ理由ノ下ニ一月三十一日從業員映寫
助手松島信郎ニ對シ解雇ノ豫告ヲ爲シタルニ依ル

六、經過